

西東京市農業委員長 様

一般社団法人
東京都農業会議
会長 青山 侑
(公印省略)

東京都農作物生産状況調査の実施について（お願い）

平素、本会の活動推進にあたりましては、ご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、標記調査につきましては、農林水産省において平成 19 年産より農作物に関する区市町村ごとの作付面積・生産量などの調査を原則中止したため、平成 20 年度（平成 19 年産分）より、農業委員会の機能と役割をいかし、継続して調査を実施しているところでございます。

引き続き、本年度につきましても、農業施策や農業関係補助事業また気象災害の対策の根拠となる必要不可欠なデータ等を確保するため、本調査を実施することといたしました。

つきましては、趣旨ご理解の上、本調査の実施にあたりまして、下記および別添調査実施要領・実施計画（案）により進めたく、貴職の特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、具体的には、個別にご相談の上、調査を進めたいと存じております。

記

1. 送付資料など（各 1 部）

- (1) 東京都農作物生産状況調査実施要領・実施計画（案）
- (2) 基本調査票（案）※変更可
- (3) 調査対象者向け依頼文書（案）※変更可

2. 実施時期

東京都農作物生産状況調査実施要領・実施計画（案）のとおり ※ 変更可

3. 調査対象者

「農地台帳（農地法第 5 2 条の 2）」に登録されている農家

4. 調査対象時期

令和 5 年 1 月 1 日～12 月 31 日

5. 調査内容

- (1) 農作物の作付のべ面積
- (2) 収穫量もしくは出荷量

6. 調査方法

東京都農作物生産状況調査実施要領・実施計画（案）のとおり ※変更可

7. 備 考

調査時期および調査方法につきましては、昨年度と同様に「東京都農作物生産状況調査実施要領・実施計画（案）」のとおり進めさせていただき予定としておりますが、調査時期や方法について大幅な変更が生じる場合は、早急にご連絡下さい。

具体的な調査方法や調査票の詳細につきましては、個別にご相談申し上げたいと存じます。（調査時期の早い区市町村よりご連絡いたします）

（担当 ＝ 業務部 飯田）

農作物生産状況調査実施要領

一般社団法人
東京都農業会議
令和5年4月17日

1 経過と目的

東京都における区市町村ごとの農産物の作付面積・生産量に関する調査は、平成18年度までは、農林水産省が実施し公表してきたが、平成19年度からは、原則、都道府県を単位として、主要作物を調査対象に、野菜は3年ごと果樹は5年ごとの調査とすることになった。

このため、農業振興に重要な基礎データとなる農作物の生産量や作付面積の把握ができなくなったため、平成20年度（平成19年産）より、毎年、農業委員会等・農業会議が連携し、本調査を実施している。

本調査は、災害時の被害の把握や農産物供給対策、流通・販売支援対策、補助事業の実施根拠および今後の農業政策の構築において不可欠な基本的データを整備することを目的に実施するものである。

2 実施主体

東京都、一般社団法人東京都農業会議、区市町村農業委員会
目黒区、中野区、大田区、奥多摩町、檜原村

3 実施時期

- (1) 毎年8月～10月
- (2) その他の時期

4 調査対象者

「農地台帳（農地法第52条の2）」に登録されている農家

5 調査対象期間

令和4年1月1日～12月31日

6 調査内容

(1) 対象作物

野菜、花き、果樹、穀類、工芸農作物、植木

(2) 調査項目

作付のべ面積、収穫量もしくは出荷量

なお、調査票は、協議の上、区市町村独自の内容に変更できるものとする。

7 調査方法

一般社団法人東京都農業会議は、農業委員会および実施区町村を通じ、調査票を対象者に配布し、これを回収、集計し、調査結果を報告する。

本調査は、基本的に、記名式で実施し、農業委員会および実施区町村は、内容の確認と併せ、より多く回収できるよう努めるものとする。

また、農業委員会および実施区町村は、対象者数を一般社団法人東京都農業会議へ報告する。

なお、これまで区市町村独自で毎年実施している調査によって、代えることができると見なされる場合は、これに代用できるものとする。

8 調査経費

調査にかかる下記の費用は、東京都が一般社団法人東京都農業会議へ委託する予算の範囲内で負担できるものとする。

- (1) 調査票作成経費（区市町村独自の調査票を作成する場合の印刷経費）
- (2) 送付・回収にかかる郵券など送付経費
- (3) 集計にかかる経費（区市町村で集計を行う場合）
- (4) その他必要と認められる経費

9 結果公表時期

令和6年3月

令和6年度 東京都農作物生産状況調査 実施計画(案)

区 分	実施時期	調査票について	調査方法 (調査票配布・回収の仕方)	対象者数 (R5実績)
目黒区	10月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	14
中野区	10月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	5
杉並区	9月	基本の調査票	調査員による配布・回収	124
練馬区	8月	農家基本台帳調査に含み(追加し)作成	郵送	521
足立区	8月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	169
葛飾区	8月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	167
江戸川区	8月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	294
青梅市	9月	基本の調査票	郵送	984
あきる野市	11月	基本の調査票	郵送	933
羽村市	12月	基本調査票の品目を絞り作成	調査員による配布・回収	93
瑞穂町	7月	基本の調査票	調査員による配布・回収	384
日の出町	8月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	280
奥多摩町	9月	基本調査票の品目を絞り作成	調査員が配布・回収	144
檜原村	9月	基本調査票の品目を絞り作成	自治会長による配布・回収	96
八王子市	8月	基本の調査票	郵送	1,003
町田市	9月	基本の調査票	郵送	883
日野市	10月	基本の調査票	郵送	374
多摩市	8月	基本の調査票	郵送	78
稲城市	9月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	136
立川市	8月	基本の調査票	調査員による配布・回収	406
武蔵野市	10月	基本調査票の品目を絞り作成	調査員による配布・回収	64
三鷹市	9月	基本の調査票	調査員による配布・回収	277
昭島市	9月	基本の調査票	調査員による配布・回収	132
調布市	8月	基本の調査票	郵送	266
小金井市	8月	基本調査票の品目を絞り作成	調査員による配布・回収	160
小平市	12月(H30)	基本の調査票	調査員による配布・回収	320
東村山市	7月	農家基本台帳調査に含み(追加し)作成	調査員による配布・回収	274
国分寺市	8月	基本調査票の品目を絞り作成	調査員による配布・回収	219
西東京市	9月	基本の調査票	郵送	130
狛江市	9月	基本調査票の品目を絞り作成	調査員による配布・回収	102
東大和市	11月	基本の調査票	調査員による配布・回収	255
清瀬市	8月	基本の調査票	調査員による配布・回収	243
東久留米市	10月	基本の調査票	郵送	251
大島町	9月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送配布・調査員による回収	42
利島村	12月	村による調査を実施	村による調査を実施	
新島村	10月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	22
神津島村	11月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送配布・調査員による回収	30
三宅村	1月	基本調査票の品目を絞り作成	調査員による配布・回収	70
御蔵島村	12月	基本調査票の品目を絞り作成	村による調査を実施	
青ヶ島村	10月	基本調査票の品目を絞り作成	郵送	26